

グローバル化を手がかりとした アイヌ政策推進にむけた 国内外での活動と成果（Ⅰ）

——中曽根・単一民族国家発言と1987年の国連先住民作業部会
での北海道ウタリ協会の活動（Ⅰ）——

角 田 猛 之

目 次

はじめに

- I 中曽根康弘の単一民族国家発言とウタリ協会による抗議——国連人権委員会への調査・審議の要請
 - I-1 中曽根のアメリカ・知的水準発言と日本・単一民族国家発言
 - I-2 単一民族国家発言へのウタリ協会の抗議と国連人権委員会への調査・審議の要請
 - I-2-1 単一民族国家発言へのウタリ協会の抗議
 - I-2-2 単一民族国家発言に対するウタリ協会による国連人権委員会への調査・審議の要請
 - I-2-2-1 要請についてのウタリ協会会員に対するアピール
 - I-2-2-2 国連へのアイヌ民族としてはじめての公式要請書
- II ウタリ協会代表の国連先住民作業部会への参加と声明
 - II-1 ウタリ協会代表の国連先住民作業部会への参加
 - II-1-1 『先駆者の集い』での参加予告記事の掲載
 - II-1-2 国連先住民作業部会とウタリ協会
 - II-1-3 ウタリ協会の国連活動に対する市民外交センターによるサポート（以上、本号）
 - II-2 ウタリ協会理事長・野村義一による第5会期声明（以下、第70巻第6号）
 - II-2-1 声明に先だつ野村理事長のメッセージ
 - II-2-2 声明の全文、主要添付資料の検討
 - II-2-2-1 中世、近世から明治に至る収奪、抑圧と差別の歴史
 - II-2-2-2 北海道旧土人保護法の差別性と違憲性
 - II-2-2-3 日本政府のアイヌ民族に対する基本的な認識と「内なる国際化」の必要性
 - II-2-2-3-1 自由権規約第27条に関する日本政府の第1回報告書批判——資料5
 - II-2-2-3-2 単一民族国家論にかかわる国会での質問と中曽根首相答弁——資料6・7
 - II-2-2-3-2-1 衆議院議員・五十嵐広三の少数民族に関する質問主意書——資料6
 - II-2-2-3-2-2 五十嵐広三議員の質問に対する中曽根首相の答弁——資料7

- II-2-2-3-3 単一民族国家論と資料6、7の検討
 - II-2-2-4 総括
 - II-2-3 ウタリ協会の「先住民に関する国連作業部会に対する声明」に関する日本日本政府の声明
 - II-2-3-1 「日本政府代表部中村参事官による声明 国連先住民会議」（仮訳）（1987年8月5日）
 - II-2-3-2 政府見解の問題点とウタリ協会の今後の検討・活動計画
 - II-2-3-2-1 政府見解の問題点
 - II-2-3-2-2 ウタリ協会の今後の検討・活動計画
- むすびにかえて

はじめに

2019年4月19日に、わが国の法律としてはじめてアイヌ民族を「先住民族」と明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）：以下、推進法と略記）が成立した¹⁾。同法第1条はその「目的」をつぎのように規定している。「この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化……が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設²⁾の管理に関する措置、市町村……によるアイヌ施策推進地域計画の作成……等について定

-
- 1) 「民族」としては「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）：以下、振興法と略記）第1条が間接的ではあるが、推進法以前に規定していた。「この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化……が置かれている状況にかんがみ……アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り……。」ちなみに、1889年に制定された「北海道旧土人保護法」ではアイヌの人びとは「土人」と呼称され、1997年に制定された振興法の附則第2条によって廃止されるまでその呼称が存在していた。
 - 2) 北海道白老町に2020年7月12日開館（4月24日開館予定が新型コロナウイルスの感染拡大により7月に延期）した「民族共生象徴空間」（国立アイヌ民族博物館・国立民族共生公園・慰霊施設からなる）で通称「ウポポイ」（アイヌ語でおおぜいで歌うこと・歌うところ）。

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）
めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り……。』（本稿において傍点は原則として角田が付した）

推進法制定の経緯とその内容の一端については、拙稿「日本政府のアイヌ政策の変遷と2019年アイヌ施策推進法の制定——国際社会の動向も踏まえて」³⁾で検討した。そして、この論文の副題にかかげた「国際社会の動向」としては、わが国が1979年に批准した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（1966年の国連総会で採択：以下、自由権規約と略記）の第27条に関する、1980年以降の日本政府の報告書に表明された——推進法がいうように、文字通り「国際情勢に鑑み」た——日本政府のアイヌに対する見解の変遷を簡単に跡づけた。

そしてさらに、この論文とほぼ同時期に「グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進に向けたアピール——北海道ウタリ協会理事長・野村義一の国際活動に焦点を当てて」⁴⁾を公表した。この論文を掲載した書物は、わたしもその一員として参加している日本学術会議法学委員会「グローバル化と法」分科会での活動成果の一部として刊行されたもので⁵⁾、拙稿は同分科会のテーマたるグローバル化の問題をアイヌ政策の推進と北海道ウタリ協会理事長の野村義一の国連での活動との関係で論じたものである。

3) 角田猛之「日本政府のアイヌ政策の変遷と2019年アイヌ施策推進法の制定——国際社会の動向も踏まえて」『関西大学法学論集』第69巻第6号（2020年3月）所収

4) 角田猛之「グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進に向けたアピール——北海道ウタリ協会理事長・野村義一の国際活動に焦点を当てて」『グローバル化と法の諸課題——グローバル法学のすすめ』（東信堂、2019年5月）所収

5) 同書の「はじめに」でつぎのようにのべられている。「人・モノ・サービス・カネ・情報の国境を越えた交わりがなされるグローバル化は現代社会において不可避の現象であり、日本法も適切な対応が余儀なくされる極めて重要な課題である。[改行]日本学術会議法学委員会『グローバル化と法』分科会では、グローバル化に伴う法的諸課題について種々の観点から検討を行ってきた。本書は、第24期の同分科会の委員のうち9名が各自の関心に従って自由に執筆したものであり、同分科会の見解そのものではないが、同分科会における検討の成果の一部である。」（編者：中谷和弘、高山佳奈子、阿部克則）

主として1980年代以降の先住民族をめぐる国際情勢に目をむけるならば、さまざまな先住民族——たとえば、アメリカインディアンやマオリ、サーミなど——が、国連を舞台として自らの固有の権利の回復を求めて活発に活動を行うようになっていった。そしてその活動の中心的な舞台は「先住民作業部会」(Working Group of Indigenous Peoples : WGIP)⁶⁾ (以下、作業部会と略記)で、30年以上にわたる同部会を中心とした先住民族の一連の活動は、国連総会で2007年に成立した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(UN Declaration of Indigenous Peoples Rights) (以下、先住民族権利宣言と略記)へと結実していく⁷⁾。

このような、1980年代以降の先住民族問題のグローバル化という「国際情勢に鑑み」、北海道ウタリ協会 (以下、ウタリ協会と略記)⁸⁾ を中心として、アイヌ民族もグローバル化をいわば「追い風」として、国内外の活動を積極的に展開していくのである。このような新たな状況をわたしは、「アイヌ民族をめぐる2つのグローバル化⁹⁾」として、そのポイントをつぎのように指摘した。「[アイヌ民族は] 国連を舞台とした世界の先住民族の権利回復運動……にならって、国連を中心とした国際活動に積極的にコミットすることを通じて、自らのグローバル化を推し進めていった (運動の主体としてのアイヌ自身のグローバル化)。そしてさらに、アイヌ問題 = 〈ウタリ福祉対策としての国内問

6) 国連人権小委員会の下部組織たる「人権促進保護小委員会」の作業部会のひとつとして1982年に設立 (2006年廃止)。

7) 権利宣言の成立過程の概要と宣言の正統性については、さしあたりクレア・チャーターズ、角田猛之訳「国連先住民族権利宣言の正統性」・「先住民族の権利」(『関西大学法学論集』第67巻第1号 (2017年5月)) 参照

8) 現在の「北海道アイヌ協会」という名称に至る経緯については、注3、角田、52頁のつぎの言参照。「1946年に設立された社団法人・北海道アイヌ協会は、戦後の混乱期の活動停止期を経て1961年に——「アイヌ」という名称がはらむ差別的含意ゆえに北海道「ウタリ」協会 (ウタリ = 仲間・同胞) と変更し、さらに2008年の国会決議 [衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致で採択] を受けて翌年北海道アイヌ協会に再度変更し、現在に至る——活動を再開した。」

9) 注3、角田、「1. 初めに——アイヌをめぐる2つのグローバル化」

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）
題」という従来の把握に、〈国際問題としてのアイヌ民族問題〉という視点をも加味して、グローバルな視点に立って権利回復運動を展開し、政府に新たなアイヌ政策の推進を求めたのである（運動の客体としてのアイヌ問題・政策のグローバル化）。¹⁰⁾

つまり、主として1970年代までの協会の内向きの活動のあり方から、国内・国際という国の内外の活動を両輪としてアイヌ民族の権利回復を目指した活動へと大きく舵を切ったのである。榎森進はそのような状況の一端をつぎのように指摘している。「こうした国際的な活動を積極的に行いながら、他方で先の政府・国会議員・各政党に対する陳情・要請活動だけにとどまることなく、『アイヌ民族に関する新法制定』の実現に向けて多くの道民の理解を得るために、北海道ウタリ協会は、一九八七（昭和六二）年一月から翌年にかけて札幌市・旭川市・釧路市〔以下13市省略〕……などの道内主要都市で『アイヌ民族の新法制定を考える夕べ』を連続的に開催した。」¹¹⁾

そして、このような国内外の活動を両輪としたアイヌ民族の権利回復運動のあり方は、冒頭で参照した推進法第1条からも端的に読み取ることができる。すなわち、推進法第1条は、「アイヌの伝統及びアイヌ文化……が置かれている状況」とならべて「先住民族をめぐる国際情勢」の双方「に鑑み」同法を制定したと明言している。すなわち、一般に「外圧」——とりわけ欧米の——に弱いとされる日本政府が、「先住民族をめぐる国際情勢に鑑み」ざるを得ないと認識せしめて、推進法制定にむけた大きな推進力を生み出したのが、ウタリ協会を中心とした国際活動だったのである。そして、そのような国際活動と相まって、同じく協会を主体とする国内活動がもう一方の主軸として、日本政府にアイヌ民族の権利回復をねばりづよく働きかけた。北海道ウタリ協会・北海道アイヌ協会が編纂した『アイヌ史』第5巻はこの点についてつぎのように指摘している。「日本国内におけるアイヌ民族の権利を主張するアイヌ新法制定運動、ならびにアイヌ民族が世界中にその存在を強くアピールした国

10) 注4、角田、51頁

11) 榎森進『アイヌ民族の歴史』（草風館、2015年）571頁

際連合および関連する国際機関における諸活動は両輪をなすもので、民族運動として現代史的意義の大きいものである。¹²⁾

そこで本稿では、国連を中心とした協会の国際活動の出発点たる——1987年にジュネーブ（国連欧州本部）で開催された——作業部会での協会の活動の一端を、協会が提出した声明やそれに添付された資料等を通じて紹介し、その歴史的背景や意義、その他について検討する（「Ⅱ ウタリ協会代表の国連先住民作業部会への参加と声明」）。その際、ウタリ協会の元理事長・野村義一¹³⁾を代表として、アイヌ民族の歴史においてはじめて行った作業部会での国際＝国連活動に対象をしぼって検討する。この年は、野村を中心とする協会のさま

12) 『アイヌ史』第5巻「北海道アイヌ協会・北海道ウタリ協会活動史編」3頁。『アイヌ史』は北海道アイヌ協会・北海道ウタリ協会が全5巻で編集し、1989年から順次刊行されて1994年の第5巻刊行で一応の完結を見た。北海道ウタリ協会理事長の野村義一は第5巻「はじめに」の冒頭でつぎのようにのべている。「北海道の補助により、一九八三（昭和五八）年から編集事業に取りかかった『アイヌ史』が、準備委員会も含め一三年の歳月を経て、ようやくここに最終巻が発刊の運びとなりました。」（1頁）各巻の構成はつぎのとおりで、各巻とも一千頁を超える大部の史料集である。第1巻「資料編1 図書資料所蔵目録・視聴覚資料所蔵目録」1361頁；第2巻「資料編2 民具等資料所蔵目録」1015頁；第3巻「資料編3 近現代資料(1) 帝国議会・国会資料（議事録）・協会史資料」1014頁；第4巻「資料編4 近現代資料(2) 新聞資料」1085頁；第5巻「北海道アイヌ協会・北海道ウタリ協会活動史編」1438頁。第5巻は、「第一部 機関誌紙」；「第二部 「アイヌ民族に関する法律制定運動」；「第三部 国際連合関係」から構成されている。

第5巻について、「現代に生きるアイヌ民族の活動を理解し、かつその足跡をたどることのできる資料として北海道アイヌ協会、北海道ウタリ協会の機関紙は重要である」とされているように、協会の国連での国際活動を探る主要史料として、本稿ではこの『アイヌ史』第5巻掲載の協会の機関誌『先駆者の集い』に依拠している。ただし、「第三部 国際連合関係」に国連先住民作業部会での「声明」ほかを掲載しているが、本稿では、それらの国連関係文書についてはウタリ協会が2001年に刊行した『国際会議資料集 1987年～2000年』に依拠している。

13) 野村義一（1914-2008年）：1955年に白老町議会議員に当選し7期28年町議を務めた。1960年社団法人北海道ウタリ協会常務理事・書記長を経て、1964年ウタリ協会理事長に就任、以後、1996年まで32年間理事長を勤める。その間、アイヌ民族同胞＝ウタリの生活向上、アイヌ文化復興、先住権の主張、アイヌ新法制定などに尽力。1988年に設立された「反差別国際運動」の理事をも務め、1992年に開催された国連本部の「国際先住民年」開幕式典でウタリ協会を代表して記念講演を行う。

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）
ざまな活動を通じて、世界の先住民族に伍して、アイヌ民族も日本の先住民族
であるという意識がアイヌの人びとに芽生えてきた、協会にとって記念すべき
年と位置づけることができる。

ただしその問題の検討に先立って、国連でのそれ以降、現在に至るさまざま
な協会の活動の主たる端緒のひとつとなった、1986年の中曽根康弘首相のいわ
ゆる「単一民族国家発言」について概観する¹⁴⁾（「Ⅰ 中曽根康弘の単一民族
国家発言とウタリ協会による抗議——国連人権センターへの調査・審議の要
請」）。

Ⅰ 中曽根康弘の単一民族国家発言とウタリ協会による抗議 ——国連人権委員会への調査・審議の要請

Ⅰ-1 中曽根のアメリカ・知的水準発言と日本・単一民族国家発言

中曽根の単一民族国家発言は、1986年9月22日に静岡県内のホテルで開催さ
れた自由民主党の全国研修会で彼が行ったいわゆる「知的水準」発言に端を発
している。この講演のなかで中曽根は日本との対比で、アメリカには「黒人と
かプエルトリコとかメキシカンとか、そういうのが相当おって、平均的にみたら
[知的水準] 非常にまだ低い」と指摘した。日本では当初それほど問題とは
ならなかったが、アメリカにおいてただちに大きな反響をよび、激しい反論
を引き起こした。そこで中曽根は9月24日に最初の謝罪会見を行った。ところ
がさらにそのなかで、日本は単一民族国家であるがゆえに教育が平均して行き
届きやすいのに対して、アメリカは多民族国家であるがゆえに教育が行き届き
にくい、という趣旨の発言を行った。この発言に関して野村義一はつぎのよう
に指摘している。「[中曽根発言は] その内容がまずはアメリカで、ついで諸外
国で問題視され、その反応にひっぱられる形で日本社会でも批判をまきおこし
た。二二日の発言に対し、首相は二四日に『主旨がうまく伝わらなかった』と
の釈明を行ったが、猛反発を食らい、二五日にはアメリカ下院本会議で首相発

14) もうひとつの端緒は、1979年に日本政府が批准した自由権規約第27条に関して、
1980年に国連に提出した報告書でのわが国における「少数民族不在論」である。

言を非難する決議案が出されるにいった。二七日に中曽根首相は『私の発言が米国民を傷つけた。心からおわびしたい』と謝罪した。』¹⁵⁾

さらに野村は、謝罪を含めたこの一連の発言に関して、つぎのように痛烈に批判している。「一九八六年、当時の中曽根総理というぼんくら総理が、日本は単一民族国家だ、だから教育も徹底しているし、ことばも一つで物事が足りるから頭がいいと、世界の人は沢山の民族を抱えて、言葉も多いし、なかなか教育が徹底しないから知的水準が低いんだといいました。日本の新聞は最初はそれを記事にしなかったけれど、世界の新聞がそれを書いて、世界から大きな批判を受けたわけです。』¹⁶⁾

しかしながら、このような強烈な批判はたんに中曽根個人に対する批判のみを意味するものではない。この批判の背後には、本稿のⅡで検討する、国連を舞台とした野村の活動を一貫して支える——そして、そのような活動を通してより強固になっていった——〈世界の先住民族との連帯〉というグローバルな視座、活動指針がひかえているといえる。野村は言う。「先の『知識 [ママ] 水準』とその釈明をめぐる中曽根首相発言は、単に米国の少数民族を侮蔑したばかりでなく、世界のあらゆる少数民族を侮蔑したことにもなるし、さらに日本民族の『単一性』ばかりを誇示して、世界の複合民族国家の名誉を著しく傷つけたといっても過言ではない。だから、米国と世界の少数民族に対して謝罪すべき責任がある。』¹⁷⁾

したがって野村は先の注15の言につづいて、グローバルな先住民族の状況の一端をつぎのように指摘しているのである。「今、世界では民族の数が八千ほどあるといわれています。その中には、何百人しかいないという民族もあります。お隣の中国では、五〇の民族が存在していると、こういわれています。それが

15) 野村義一『アイヌ民族を生きる』(草風館、1996年) 237頁。中曽根発言の主要部分は同書237-238頁に掲載されている。

16) 注15、野村、79頁

17) 野村義一「日本は単一民族国家か アイヌ民族等の存在を確認せよ」『朝日新聞』1986年10月16日、朝刊(竹内渉『野村義一と北海道ウタリ協会』(草風館、2007年) 223頁に転載)

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）
ら旧ソ連においても百近い民族がいるんだと、こういうことなんです。ですから、世界の国々でいろんな民族を抱えていない国というのは、ほとんどないということなんです。ですから、世界の国から、また民族から大きな批判を受けたんです。」

Ⅰ-2 単一民族国家発言へのウタリ協会の抗議と国連人権委員会への調査・審議の要請

Ⅰ-2-1 単一民族国家発言へのウタリ協会の抗議

そこでウタリ協会は10月17日に理事会を開き、東京に代表団を送って中曽根発言に抗議すること、かつ、「抗議書をアイヌ語で読みあげる」（これは『先駆者の集い』に掲載された厚生労働大臣への抗議風景の写真へのキャプションである）ことを決定した（以下、『集い』と略記し、その号数と発行年、そして、『アイヌ史』第5巻の頁数で参照する（例えば『先駆者の集い』第40号で第5巻の頁数が583頁であれば、『集い』No. 40（1985年）583頁）。

『集い』の「特集号（新法関係）」（1987年3月17日、620-621頁：本号は特集号ゆえに号数は付されていない）において、単一民族国家発言に対してとったウタリ協会の対応について、「抗議・要請のため上京」というタイトルの下でつぎのように報じている¹⁸⁾。「六十一年十一月十一日より三日間にわたり、各関係国会議員並びに各関係者に対し、抗議書、あるいは要請書を提出し、強く改善方を求めました。一、上京者 野村理事長、溝尾理事……萱野茂〔当時参議院議員〕……〔総計9名〕二、抗議文 内閣総理大臣中曽根康弘〔さらに、法務、外務、文部、厚生各大臣〕……厚生大臣のみ直接面会できたが、ほかは代理職責者であった。」

またウタリ協会の協会員むけに、中曽根発言に関して「中曽根首相の“知的

18) この上京の目的は、中曽根発言に対する抗議と合わせて、北海道旧土人保護法に関する「要請」（「要請書 北海道旧土人保護法の名称に係る議員立法については、次の理由によりこれを取りやめるように要請いたします。……」）であったが、この要請に関してはここでは省略する。

水準”発言をめぐって」というタイトルを付してつぎのように説明している。

中曽根首相の“知的水準”発言をめぐって

昭和61年9月22日、静岡県函南町で開催された「自民党全国研修会」での中曽根首相の“知的水準”発言は、アメリカはじめ世界の世論から厳しい批判をあげました。と同時に、世界のあらゆる少数民族の名誉が傷つけられたといっても過言ではないと思います。

中曽根発言内容

1985年9月22日 自民党全国研修会にて

- 『アメリカには黒人とか、プエルトリコとかメキシカンとかそういうのが相当おって平均的に見たら（日本より）非常にまだ低い』

1985年9月22日 「知的水準発言」を釈明して

- 『日本は単一民族国家だから手が届きやすいという意味だ』

1985年10月21日 衆議院本会議にて

- 『日本国籍を持つ方々で、差別を受けている少数民族はいない。私もマユヤヒゲも濃いし、アイヌの血が相当入っている』

そして、中曽根をはじめ上で言及した関係閣僚に手渡した「抗議書」の全文はつぎのとおりである。

抗議書

先の“知的水準”とその釈明をめぐる首相の発言、及び文部省検定済みの高等学校教科書（教科書番号024、新編「地理」150頁）記述内容、さらには国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）第27条に基づく外務省見解など、政府は一貫して日本民族の「単一性」を誇示しているが、我々アイヌ民族は、歴史的にも異人種・異民族として取り扱われ今日に至っており、このことが「北海道旧土人保護法」にも位置づけされている。

アイヌ民族としての言語、信仰、文化、生活習慣などが日本政府の同化政策によって画一化されつつあるとしても、決してこれは単一民族の決定条件とはならない。

今こそ日本国内にいる少数民族の存在を認め、誤った「単一民族国家論」の

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

概念を払拭するように抗議する。

昭和61年11月

総理大臣 中曽根康弘殿

社団法人 北海道ウタリ協会 理事長 野村義一

ウタリ協会の当時の活動の最大の課題である「アイヌ新法」制定に関していえば、1980年代——とくに「アイヌ新法（案）」がウタリ協会の総会で可決された1984年以降——北海道内では新法制定にむけた運動が大いに盛り上がっていたが、全国的な関心をよぶには至っていなかった。しかしながら、「それを一気に国政レベルの政治課題に押し上げてくれたのは、時の宰相がふと漏らした失言」、すなわち単一民族国家発言であった¹⁹⁾。そして、この発言に対してまずアイヌが怒りの声をあげたが、それにつづいて在日や中国人なども反対の声をあげ、そして反対運動の全国ネットでのメディアによる報道を媒介として大きな国民的関心をよんだのである。

I-2-2 単一民族国家発言に対するウタリ協会による国連人権委員会への調査・審議の要請

I-2-2-1 要請についてのウタリ協会会員に対するアピール

単一民族国家発言に対する協会の抗議が、従来とは違ってI-2-1で紹介したような国内行動のみにとどまらなかったところに、本稿のテーマである〈国連を中心とした1980年代以降のウタリ協会の活動を介したアイヌ民族の復権運動〉の特徴が端的にあらわれている。すなわち、中曽根そして日本政府によってなされた不当な単一民族国家発言に関して、協会は国連人権センター（以下、人権センターと略記）を通じて国連人権委員会（以下、人権委員会と略記）にその調査と審議を要請したのである。

『集い』「特集号（新法関係）」（1987年）622頁で人権センターに要請したことについて、「民族問題で国連に対しても調査要請する」としてつぎのように

19) 小笠原信之『アイヌ現代史読本』（緑風出版、2004年）240頁

報じている。「日本は、決して単一民族国家ではありません。政府は『国際人権規約第二十七条に基づく民族はいない』と、国連に報告していること自体が誤っているのです。[改行]政府に抗議すると同時に、国連人権センターに対しても調査要請をいたしました。[改行]また、日本政府は、近く国際人権規約第四十条第一項の規定に基づき、報告することになっております。[改行]本年の七月に世界各国（国際人権規約締約国）から提出された報告書を国連人権センターの人権委員会の中で審議される予定になっています。[改行]厳しく見守っていきましょう。』²⁰⁾

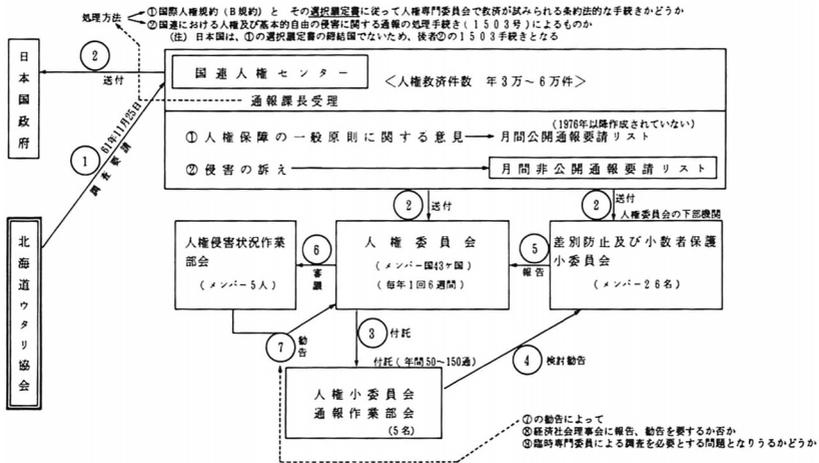
このように——自由権規約第27条と第40条第1項の条文をも掲げて²¹⁾——人権センターに要請した旨を紹介するとともに、「人権侵害に関する国連への申し立ての流れ」というタイトルで、国連内における人権侵害の申し立てに対する処理の流れを次頁のようなフローチャートとして提示している。

当時国連人権担当官を務めていた久保田洋は人権センターについてつぎのように指摘している。「まず国連のどこ宛ての通報であっても、それが人権に関すると考えられるものはすべて国連人権センターに転送される。……通報のうち特別な手続きにかけるものは、特別手続課……に送られ、それ以外のものはすべて通報課におくられる。そこでは、まず通報が国連人権センターで受理さ

20) 人権センターの機能や手続きを含めた、国連での人権侵害の申し立てに関しては、「第二章 人権侵害に関する通報処理手続き」（久保田洋『国際人権保障の実施措置』（日本評論社、1993年）参照。上の記事で「……提出された報告書を国連人権センターの人権委員会の中で審議……」というのは、本文での注21の久保田の説明の通り誤りである。

21) 第27条「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html : 2020根9月1日アクセス) ; 第40条1項「1 この規約の締約国は、(a)当該締約国についてこの規約が効力を生ずる時から一年以内に、(b)その後は委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束する。」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_005.html : 2020年9月1日アクセス)

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）



「人権侵害に関する国連への申し立ての流れ」（『アイヌ史』第5巻、630頁）

れた旨の受領通知……が通信元（発信した当事者）に送付されると同時に、経済社会理事会決議七二八F……に従って、通例の月別リストに『要約』……の形で載せられる。』²²⁾

『集い』「特集号（新法関係）」（1987年）622頁に掲載されている、ウタリ協会理事長宛てに送付されたつぎの「国連人権センターからの回答 1986年12月10日」は、上の「受領通知」書（邦訳）である。「1986年11月25日付要望書について 上記要望書を受領した旨、ご通知申し上げます。[改行]同封の決議に述べられている手続きに従って、貴要請書のコピーを当事国当局へ送付し、その概要を国連人権委員会と国連差別防止及び少数者保護小委員会に機密扱いで付託することになります。国連人権センター 要請文課課長 ジャコブ TH モーラー」

ただし、「国連には、毎年世界各国から人権侵害に関する情報の報告ないし人権侵害からの救済を求める申し立てが約三万から五、六万通ほどよせられている。』²³⁾と指摘されているように、協会の要請内容が上記の人権関係委員会

22) 注20、久保田、110頁

23) 注20、久保田、109頁

で重大問題として取り上げられ、なにがしかの実効的なアクションがなされるということは期待できないであろう。したがって、協会が行った要請行動の「実益」は、協会およびアイヌ民族内部と、日本政府、そして日本国民、さらには、国連・国際社会の三方向に対して——程度やその意味において大きな差違や多様性はあれ——さまざまな形、意味でアピールしたということではないだろうか。それはまさに、アイヌ民族内部と日本政府・日本国民に関して一言でいえば、〈国連を中心とした1980年代以降のウタリ協会の活動を介したアイヌ民族の復権運動〉の一側面に他ならない。この点については本稿の以下において適宜言及していく。

I-2-2-2 国連へのアイヌ民族としてはじめての公式要請書

ウタリ協会にとって、より正確にはアイヌ民族にとってはじめての国連の場、すなわち国際社会の場での日本政府に対する抗議行動に関して、本稿Ⅱで検討する「先住民に関する国連作業部会に対する声明」の第17パラグラフで、人権センターへの要請書送付についてつぎのように言及している。「[日本政府が単一民族国家論にもとづいて日本には少数民族は存在しないという見解を公式に表明しているがゆえに] アイヌ民族の大多数を代表する『北海道ウタリ協会』²⁴⁾は昭和61年11月25日(1986年)に、先の日本国政府の[自由権規約第40条に基づいて1980年になされた]国連報告は誤りであるとして、少数民族の存在を認めその実態調査を行うよう国連から日本へ働きかける要請文(資料8)を国連に送付したのである。」

つまり、1987年の第5回作業部会におけるアイヌ民族によるはじめての声明に先だつ1986年に、日本政府による単一民族国家論の誤り、不当性をウタリ協会がアピールしていたことを、アイヌ協会は強調しているといえる。要請書に

24) 「アイヌ民族の大多数を代表する「北海道ウタリ協会」に該当する「声明」の英文は ‘the “Ainu Association of Hokkaido” declared that…’ で、「アイヌ民族の大多数を代表する」に相当する英語は存在しない。『国際会議資料集 1987年～2000年』(以下、『資料集』と略記) 6-7頁参照

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（I）

において、アイヌ民族が独自の言語、文化、共通する経済生活＝採集狩猟漁労生活を維持しつつ、自らの大地たるアイヌモシリに歴史的に先住していたという歴史的事実を以下のように簡潔にのべている。

要請書

日本国政府は、1980年に提出した国際人権規約に係る報告書の中で「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第27条（少数民族の保護）に基づく、少数民族は存在しない旨強調しておりますが、歴史的には北海道を中心とする北方の島々をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として固有の言語と文化をもち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫と戦いながらも民族としての自主性を固守して参りました。

しかしながら、明治維新（1868年）に至って近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、アイヌ民族との間になんの交渉もなくアイヌモシリを一方的に日本領土とし、アイヌ民族の安住の地を強制的に棄てさせたのであります。[改行]さらに1899年には同化政策を目的とした「北海道旧土人保護法」を制定し、アイヌ民族の尊厳をふみにじったのです。

今日、日本には、数万人のアイヌ民族が生存しており、民族の言語、信仰、文化、生活習慣などが日本政府の同化政策によって画一化されつつあるとしても、決してこれは単一民族の決定条件にはならないと考えます。

よって日本政府の単一民族国家論の概念を払拭するために調査並びに審議を要請いたします。

1986年11月25日

札幌市中央区北3条西7丁目 社団法人北海道ウタリ協会 理事長 野村義一

この要請文において、協会が日本政府の単一民族国家論を否定する根拠のひとつとしているのが、現在をも含めて国連文書において最も詳細にして権威があるとされている先住民の定義のひとつとして、国際社会で受容されている1981年の国連コーボ報告書でのつぎの定義である²⁵⁾。

25) ホセ・マルチネス・コーボ（José Martínez Cobo）はエクアドル出身の人権専

379: 先住民のコミュニティ、人々、民族とは、侵略や植民地化以前に自らの領域において展開してきた社会と歴史的連続性を有し、これらの領域やその一部において現在優勢となっている社会とはちがった構成部分と自分たちをことなつたものと考えている人びとである。彼らは現在では社会の非支配的部分を構成しているが、自らが持続的民族として存在していることにもとづいて、先祖伝来の土地とエスニック・アイデンティティを独自の文化や社会制度、法制度に従いながら、維持し、発展させ、将来世代へと引き継ぐことを決意している。

380: このような歴史的連続性においては、つぎのようなさまざまな要素のひとつもしくはそれ以上の要素が、現在に至るまで長期にわたって存続してきている。すなわち、(a)先祖伝来の土地もしくは、すくなくともその一部を占有していること；(b)それらの土地の元々の占有者を自らの共通の祖先としていること；(c)一般的な意味における、あるいは特定の表現形式（とくに、宗教や部族社会における生存様式……）を有する文化を有していること；(d)言語……；(e)居住する国における一定の部分あるいは領域に居住していること；(f)その他の要素

要請書と上のコーボの定義において傍点を付した諸々の共通する要素が示している通り、近代以降の日本政府の同化政策によって先住民に関するさまざまなメルクマールが喪失もしくは毀損されてきたとはいえ、アイヌ民族は現在においても自らの独自の文化や言語を有する固有の自立した民族である、とウタ

ㄨ 門家で、「少数者の差別防止及び保護に関する国連小委員会」の特別報告者。特別報告者として彼が提出したコーボ報告書「先住民に対する差別問題の研究」(“Study of the Problem of Discrimination against Indigenous Populations” (Final Report (last part) submitted by the Special Rapporteur Mr. José Martínez Cobo) (https://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/MCS_xxi_xxii_e.pdf : 2020年8月26日アクセス)) は、「先住民族の苦境を率直にかつ広い視野のもとに論じた[報告書で] ……先住民族が直面する人権問題と取り組んできた国連の歴史における記念すべき試金石とみなされている。」「条約、協定、および『建設的な取り決め』——先住民族と法的背景」(国連広報センター「先住民族と法的背景」(<https://www.unic.or.jp/files/indige05.pdf> : 2020年8月26日アクセス)) 28頁。本文での定義はこの報告書の第379、380パラグラフの角田による仮訳である。

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）
り協会は主張している。したがって、近代化を通じてアイヌ民族は完全に和人
＝日本人に同化したかゆえに、日本には自由権規約27条の意味での少数民族は
いない＝「アイヌ民族否定論」、したがって日本は単一民族国家である、とい
うのは、同化政策を推し進めた和人の視点に立った誤った歴史認識そして事実
認識であると、主張しているのである。

Ⅱ ウタリ協会代表の国連先住民作業部会への参加と声明

本章では——Ⅰで検討した中曽根の単一民族国家発言を受けての、アイヌ民
族史上はじめての国連、すなわち国際社会への直接のアピールたる要請書の提
出につづいて——国際社会でのウタリ協会のその後の活発な活動への出発点と
なった、野村理事長を代表とする協会からの国連先住民作業部会への派遣と、
そこでの「先住民に関する国連作業部会に対する声明」（第5会期1987年8月）
（以下、第5会期声明と略記）を紹介し、その内容や意義について検討する
（「Ⅱ-2 ウタリ協会理事長・野村義一による声明」）。ただしその前に、（i）
参加直前に発行された『集い』No. 44号（1987年8月1日）に掲げられた参加
を予告する記事を紹介することで、参加に対する協会のいわば意気込み、思い
入れ、あるいは高揚感などを指摘した上で（「Ⅱ-1-1 『先駆者の集い』での参
加予告記事の掲載」）、（ii）世界の先住民の権利回復運動に対してきわめて
大きな貢献をなした作業部会のしくみ、意義を概観し（「Ⅱ-1-2 国連先住民
作業部会のしくみと意義」）、さらに（iii）作業部会への参加をサポートする
ことを約して野村に参加を決意させ、またその後の協会の国際活動を力強くサ
ポートしてきた／いる、上村英明を代表とする市民外交センターとアイヌ民族
の権利回復運動とのかかわりの一端を検討する（「Ⅱ-1-3 ウタリ協会の国連
活動への市民外交センターによるサポート」）。

Ⅱ-1-1 『先駆者の集い』での参加予告記事の掲載

『集い』No. 44（1987年）630頁において、「国連先住民会議の参加」という
見出しの下でつぎのように作業部会の第5会期の開催と協会からの出席につい

て予告記事を掲げている。また、その記事と合わせて、「人権侵害に関する国連への申立ての流れ」として、先に掲載したと同じフローチャートと、ウタリ協会の協会員に作業部会のイメージを共有してもらうための「1985年第3回国連先住民会議」の写真をも掲載している。

国連先住民会議に参加

国連組織における「差別防止及び少数者保護小委員会」のワーキング・グループ（作業部会）である「国連先住民会議」が、来る八月三日より七日までの五日間にわたって、スイスのジュネーブで開催されることになりました。[改行]この会議には、各国の少数民族の代表が参加し、民族としての自決権問題について討議が行われることになっており、この一環として、ウタリ協会より次のような調停書〔声明（statement）〕を提出し、理事長より説明することになっております。

アイヌ民族にとって、これまでの歴史的過程において一度も行ったことはなく、今回が初めてであります。

日本政府も、当協会の活動状況を注目していると同時に、問題解決のため動かざるを得なくなるでしょう。

国際日本として、真の解決を望むものです。

簡潔なこの参加予告文からは、アイヌ民族の歴史上はじめて、独自の言語や文化を有する自立した民族として——「現在少なくとも5,000の先住民民族が存在し、住民の数は3億7000万人を数え、5大陸の90カ国以上の国々に住んでいる」²⁶⁾——世界の多くの先住民民族に伍して国連の場で自らの主張を行うことの画期的な意義と、ウタリ協会、ひいてはアイヌ民族としての高揚感を読み取ることができるだろう。そしてまたそのような国際活動によって、アイヌのひととの民族としての正当な主張に耳を傾けざるを得ない状況に、日本政府を追い込むことになるにちがいないとの確信が表明されている。このようなことは、それ以後、そして現在に至るアイヌ民族の運動にとって先見的にしてきわめて

26) 「国際連合広報センター」HP「先住民民族」(https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/indigenous_people/ : 2020年8月28日アクセス)

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（I）

重要な意味を有している。

ウタリ協会の1987年の作業部会への初参加以来、一貫して協会の国際活動をサポートしてきた手島武雅は、1986年に発表した論文においてつぎのように指摘している。「もし、アイヌ人の代表が、会議に出席すれば、日本政府は、もう少し真剣な取り組み方をせまられるのではないだろうか。また、出席することで不利益な決議に待ったをかける事も可能となる。アイヌ民族が、国連先住民会議を、自らの解放運動の一つの手段として、真剣に考慮されることを願って本稿の結びとしたい。」²⁷⁾

手島のこの「予言」の通り、第4回作業部会まではその存在を無視していた日本政府が、アイヌ民族がウタリ協会を通じて参加し、声明を提出した1987年の第5会期を契機として日本の大使館と外務省の代表者が出席するようになったのである。II-1-3で検討する市民外交センター代表の上村英明は、ウタリ協会が参加したことの画期的な意義をつぎのように指摘している。「ともかくも、八七年八月にアイヌ民族がWGIP〔作業部会〕に出席しました。初めての国連への代表団でした。すると、これまで一度もそこに出席しなかった日本政府の代表も参加せざるを得なくなったのです。つまり、土俵に引きずり出さないと日本政府は関係ない機関には絶対行きません。虐げられた人々にとって一番の抑圧は無視ですから、その第一の扉を開くのに成功したのだと思います。」²⁸⁾

27) 手島武雅「国連における先住民族解放運動」、『現代の理論』No. 224（1986年）80-81頁

28) 上村英明・木村真希子・塩原良和『市民の外交 先住民族と歩んだ30年』（法政大学出版局、2013年）83-84頁。また、中村睦男はウタリ協会の作業部会出席の成果に関してつぎのように指摘している。「国連先住民作業部会に対して、一九九四（平成六）年にも、北海道ウタリ協会の野村義一理事長と澤井政敏理事が出席した。〔1987年以来の〕従来の出席の成果として、①日本政府からアイヌ民族が少数民族であるとの認知を引き出したこと、②政府の〔アイヌ〕新法検討委員会のメンバーに外務省、労働省を加えるに至ったこと、③国際場でアイヌ民族の歴史、文化、現状等の立場の理解を求めたこと、④アイヌ民族が日本の先住民族であるという国連の認知を引き出したこと、を挙げて、〔ウタリ協会が〕国連の先住民作業部会への評価を行っていることは注目される。⁽¹⁸⁾」中村睦男『アイヌ民族法

そしてさらに、「国際日本として、真の解決を望む」というむすびの一句には、とりわけ1980年代以降の世界の潮流たるグローバル化のなかで、日本国内においても多文化主義、多民族主義を推し進めることを通じてアイヌ民族が、わが国の真の国際化に大きく貢献するのだ、という強い自負心の表明でもあるだろう。

II-1-2 国連先住民作業部会とウタリ協会

作業部会は国連の——経済、社会、文化および保健の問題などに加えて、人権と基本的自由の問題をも管轄する——経済社会理事会の下部組織たる国連人権委員会の主要な下部機関である、国連人権促進保護小委員会が有する6つの作業部会のひとつとして1982年に設立され、国連人権理事会の設立にともない2006年に廃止された。作業部会は、可能な限り多くの先住民族を部会に招き、居住国や地域における彼らへの差別の歴史や現状、改善方法などに関する報告を受け、問題点を整理しつつ、それらの実情に対応して、先住民族が有すべき権利に関する基準——それは最終的には、2007年の国連先住民族権利宣言に結実した——を作成することを主たる任務としている。

以下のII-1-3で紹介する市民外交センター代表の上村英明は、当時の作業部会の状況についてつぎのように指摘している。「WGIPは八二年に始まったのですが、先住民族は各国で政府に植民地支配の過去を認めると主張し、自己決定権を要求していたために、まるでテロリストのように見なされていました。手島〔武雅〕さんが参加した第四会期〔1985年の作業部会の第4会期に「日本の市民として始めて参加」でも先住民族の参加は、それ自体が非常に難しかったそうです。自分が参加していることが本国政府に知れると家族の身が危なくなるからと、会議場内で写真を撮るのを拒否されることも普通でした。このころは、多くの先住民族にとって人権活動は命がけでした。』²⁹⁾

↘制と憲法』（北海道大学出版会、2018年）134頁。この注18では『『先駆者の集い』六三号（平成六年七月）一一頁』として『先駆者の集い』を参照している。

29) 注28、上村、他、81頁

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

しかしながら、1980年代の終わりごろ——ウタリ協会の初参加は1987年——から徐々に先住民族の参加者が増加していき、「WGIP は先住民族が自分の境遇を知ったり、あるいは自分たちと同じ境遇の先住民族と連帯する場になっていき……自分たちが置かれた現状を国際社会にアピールするとともに、それを国連の機関に議題として取り上げてもらうための交渉の場」³⁰⁾にもなっていった。そして、このような状況を可能とした作業部会の特徴は、一言でいえば「国連機構の中で初めて、国連との協議資格を持たない NGO や先住民族組織の代表に参加が認められ……先住民族も各国政府もオブザーバー資格しか与えられておらず対等の地位に置かれた」³¹⁾ということに他ならない。

そして手島は1980年代末における先住民族の権利回復運動の状況を、作業部会を中核とする「第三の民族解放運動」の展開と位置づけている。「今、国際社会の底辺 [作業部会は国連組織の最下部、つまりピラミッド構造としては、作業部会→人権小委→人権委→経済社会理事会→総会] からの変動が始まろうとしている……。第一次世界大戦、第二次世界大戦後のそれぞれの民族解放運動の交流に次いで、今や第三の民族解放運動の波が起ころうとしている。[改行]十年前、いや五年前でさえ、先住民の自決権という言葉は、各国政府の側から、国際レベルでほとんど使われたことはなかった。多くの国はその言葉に敵意をむき出しにさえしていた。ところが、今日、まだ多くの国が口先だけで使用し、それぞれの含意に差があるにしても、先住民族の自決権という言葉は、もはや『禁語』ではなくなったといえるほど、多くの国家代表が使用している。ここにこそ、先住民族が、この『自決権』というシンボルを獲得するチャンスがある。」³²⁾ (傍点・手島) 当時の国際レベルでの先住民族の自決権に関する手

30) 注28、上村、他、81頁

31) 小坂田裕子『先住民族と国際法』（信山社、2017年）33頁。また、手島はつぎのように指摘している。「各種人権団体等の意志に束縛されない、全ての先住民団体並びに個人の自由な参加に開かれていることは特筆に値し、国家を中心単位とした組織である国連における、画期的に重要な展開」である。注27、手島、74頁

32) 注27、手島、80頁。また、大黒正伸は同様な状況についてつぎのように指摘している。「国際社会で各国の先住民族が活発に活動を始めた……1980年代から、[ウタリ] 協会本部もまた、国際法と国際世論など海外からの動きをテコにして、日本も

島のこの指摘における「多くの国」には——以下のⅡ-2-2-3-3において、自決権に関する中曽根の政府答弁の検討で指摘するように——まちががなく日本が含まれていたし、また2020年現在においても含まれているといえるだろう。

1987年の野村義一を中心とした第5会期の作業部会への参加と声明の提出は、まさに上で手島が指摘している1980年代末の国際社会の潮流・時流に乗るものに他ならない。その意味でも、ウタリ協会理事長としての野村義一の参加の決断は先見の明のある英断であったというべきだろう。

Ⅱ-1-3 ウタリ協会の国連活動に対する市民外交センターによるサポート

野村はある講演のなかで、「世界の流れ」に関連して作業部会への参加の経緯をつぎのようにのべている。「[中曽根の] 日本単一民族論に反抗して、私もは一九八七年、ジュネーブにいったんです。国連には『差別防止および少数民族保護小委員会』の作業部会があって、『国連先住民会議』という、世界の民族が集まって、自分のとこの政府はこんなことをやってくれているよ、今政府にこういうことを要求しているよ、我々は民族としてこういうことをやりたいという、自由に意見をいい合ひできる会議があるんですが、その国連の会議に初めて行ったんです。」³³⁾

ここで野村が端的にのべているように、中曽根の単一民族国家発言が作業部会への協会の参加の直接の契機となったことはⅠで見たとおりである。しかし、野村らが作業部会に参加した——より正確には参加を可能としたもうひとつの

↘政府に対する働きかけを続けている。当初の焦点は2つあった。ひとつは国連関係で、『国際先住民年』……もうひとつは国内で、『アイヌ新法』の制定。」大黒正伸「アイヌ民族運動の変貌——北海道アイヌ協会の現状をめぐる覚書——」『ソシオロジカ』第38巻1・2号、104頁

33) 注15、野村、80頁。この講演を含む野村の一連の講演が、編者によってまとめられて同書7-106頁に「講演 アイヌ新法の制定を求めて」として掲載されている。編者はつぎのように指摘している。「本稿は『アイヌ新法』制定のために野村義一氏が各地で精力的に行ってきた講演をまとめ、インタビューにより肉付けしたものです。」この指摘につづいてさまざまな講演がリストアップされている。(同書6頁)

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）
不可欠の要因が存在する。それは、作業部会に通訳として同行した手島武雅と
市民外交センターの上村英明による、作業部会への協会代表派遣にむけた強力
な奨めであった³⁴⁾。

そこでまずは、市民外交センターのホームページを以下で参照して、その活
動概要とアイヌ民族そしてウタリ協会とのかかわりの一端を見ておこう（傍
点・角田）³⁵⁾。

市民外交センターは、1982年3月に設立されました。設立当初は、国際社会
に向けて「平和」という広い分野の中で最も声を挙げられない人たちの声を発
信し、それを結びつけていこうという合意の下に活動を開始しました。現在は
人権問題、特に先住民族の権利問題に取り組んでいます。先住民族の権利は、
人権、環境、教育、開発、平和など多くの分野にまたがり、私たちはこれらの
問題に国際的に取り組んでいます。長年の活動が評価され、1999年には国連・
経済社会理事会の「特別協議資格」を取得しました。これによって国連会議で
の発言や文書による意見表明ができるようになり、さらなる活動が期待されて
います。

先住民族の権利確立に向けた「人権」を中心とする活動には〔ママ〕、1986
年の中曽根康弘首相（当時）による「単一民族国家発言」とこれに対するアイ
ヌ民族の抗議を受けて、国連先住民作業部会へのアイヌの代表の参加をサポ
ートから〔ママ〕です。その後、1990年代から琉球民族の代表の国連諸機関への
参加もサポートし始めました。現在の主な活動は以下の3点です。①アイヌ
民族と琉球民族（沖縄）への国際連合参加支援：アイヌ民族および琉球民族
（沖縄）をはじめ、世界各地の先住民族のさまざまな国際連合諸機関参加を支
援し、2007年9月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に

34) 上村英明：2002年から恵泉女学園大学教員、現在、同大学大学院平和学研究科長
などを務める。1982年に市民外交センターを設立し、現在も代表。先住民族の権利
問題に先駆的に取り組み、1999年に同センターは日本の草の根 NGO としてはじめ
て、国連社会経済理事会との協議資格を取得。日本の市民社会の民主化の促進とい
う視点から、NGO のネットワーク化などにも関わってきた。

35) 市民外交センターの HP http://shimingaikou.org/?page_id=20：2020年8月29
日アクセス

従った政策提言を行っています。また、先住民族に対する一定の政策を始めた日本政府に政策の改善を求めています。これは、先住民族の若者に対する人材育成プログラムとしての側面もあります。；②国内外の市民団体とのネットワーク：先住民族問題を知ってもらうため、広く人権問題に取り組む市民団体との密接な協力のほか、開発援助や環境保護に取り組む団体と共同で、グローバルな問題に対する政策提言を行っています。さらに、平和で多文化・多民族共生の社会の実現に向けて、多くの市民団体と民主主義を求める共同行動にも参加しています。；③アジア・太平洋をはじめ、世界各地の先住民族と交流・支援：アジア各国の先住民族団体と交流し、人権侵害の状況を伝える活動などに協力しています。また、タイ王国では、カレン族のコミュニティ教育を実践する民族学校の支援も行っています³⁶⁾。

このホームページでも言及されているように、市民外交センターと野村義一、ウタリ協会そしてアイヌ民族との最初の接点は、本稿のテーマの出発点たる1986年の中曽根・単一民族国家発言である。竹内渉は「私論・野村義一」において、両者の接点＝交流のはじまりについてのより詳しい事情をつぎのように指摘している。「一九八五年、[ワシントン大学留学中で] 一時帰国した手島と

36) ここで言及されている「国連社会経済理事会との協議資格」について国際連合広報センターのHP「経済社会理事会とNPO」を以下に参照する (https://www.unic.or.jp/activities/un_civilsociety/ngo/ecosoc_ngo/)。「非政府の非営利公共団体あるいはボランティア団体は、経済社会理事会との協議資格を取得することにより、国連との間で相互利益的な作業関係を構築できます。[改行]この資格は、国連憲章第71条および経社理決議1996/31に基づくものです。決議1996/31に細かく列挙された権利および特権に従い、適格機関は、各国政府および国連事務局にとっての技術専門家、アドバイザーおよびコンサルタントの役割を務めることで、国連の作業プログラムと目標への貢献を行うことができます。場合によっては主張擁護団体として、これらの機関は、国連が採択した行動計画、プログラムおよび宣言を実施し、国連のテーマを推進しています。経社理およびその様々な補助機関への具体的な関与は、会合への出席、および、その検討事項に関する発言および書面を通じて行われています。さらに総合協議資格を有する機関は、経社理の新たな検討事項を提案することもできます。適格機関はまた、国連、特別総会およびその他の政府間機関が招集する国際会議へも招待されます。(NGOの参加形態は、当該機関の手続規則によって規定)」

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

上村が会い、手島は、『なぜ、アイヌ民族は国連の先住民に関する作業部会に代表を送らないのか』と上村に疑問を投げかけた。上村は、手島に「先住民族の権利回復運動にとっての作業部会の重要性などについて」『論文にまとめるよう』依頼し、その結果、一九八六年四月『現代の理論』に「Ⅱ-1-2で参照した」手島の論文「国連における先住民族解放運動」が掲載され、上村は、論文のコピーと手紙を野村理事長宛てに郵送した。……[改行]上村は、手島からの先住民に関する作業部会という国際情報と「1982年に設立され上村が代表を務める市民外交センターが拠出した」『多少の資金』をもって、一九八六年十一月十九日、中曽根首相（当時）の『単一民族国家発言』への抗議で東京入りした野村と会い、『国内のプロセスでは限界は見えているので、国際会議の場で訴えるのが有効である』と、国連の会議について説明した。通訳などのサポートをすること、サポートの旅費は市民外交センターで負担すること。資料を整え、準備もしっかりして説明したのだが、『野村さんは、あまり口を挟まずにじっくりと話を聞いてくれて、あまり時間をおかず『行く方向で検討する』と言ってくれた。決断が早かった。』³⁷⁾

そして、上村が東京で野村と会談した翌年の「一九八七年第五回先住民に関する国連作業部会に、市民外交センターの協力のもと野村を含むウタリ協会の代表三人が参加した。そして通訳として手島が同行した。以後、継続的に市民外交センターはウタリ協会を国際会議の場などでサポートしている。このとき、

37) 注17、竹内、24-25頁。ただし、市民外交センター設立30周年の座談会（「第5章 座談会 先住民族国連・国際機関への参加の三〇年」）で、当時のウタリ協会の反応を問われた際に上村はつぎのように「吐露」している。「猪子 [インタビュー] 北海道ウタリ協会の反応はどうだったんですか。[改行] 上村 僕が [アイヌ民族たる野村に対して] 大和民族で二〇代だったので、最初は『何、こいつ』みたいな感じでした（笑）。すぐには信用してもらえなかった。後に聞いた話ですが、[注20で参照したジュネーブ在住の国連人権担当官の] 久保田洋さんに、本当に WGIP という機関が国連にあるのか、市民外交センターはちゃんとした団体かと問い合わせたこともあったらしいです（笑）。そういうチェックを経てですが、野村さんに僕の [ウタリ協会の作業部会参加の] 提案を受け入れていただいた。それでも、野村さんにしてみれば思い切った決断だったのではないかと思います、[1982年設立で当時では] 何の実績もない NGO でしたから。」注27、上村、他、83頁

『国連職員の久保田さんがいて、協力、指導してくれたことが心強かった』と上村は言う。なお、後に北海道在住の相内俊一（小樽商科大学教授）も市民外交センターに参加、ウタリ協会にまた一人、力強い支援者が加わった。³⁸⁾

この引用文で——「国連職員の久保田さんがいて、協力、指導してくれた」として——言及されている久保田とは、国連人権センターの機能や手続きを含めた、国連での人権侵害の申し立てに関して本稿注20で参照した国連人権担当官の久保田洋である。久保田はジュネーブの国連欧州本部に勤務していたが、「日本に帰国するたびに、国際人権保障に関する有効な構想を持参し、多くの人たちにそれを紹介し、オルガナイザーとしての役割も果たされた。……わが国における人権の国際保障問題にとって、同氏は不可欠な人になっておられた。」と、その業績を高く評価されている³⁹⁾。

日本の NGO の国連活動に対する久保田のサポートに関して——ウタリ協会が作業部会に参加する以前の段階での——久保田と「反差別国際運動」(The International Movement against All Forms of Discrimination and Racism : IMADR)⁴⁰⁾との関係について勝岡寛次はつぎのように指摘している。

38) 注28、上村、他、25頁。相内俊一：NPO 法人ソーシャルビジネス推進センター理事長、小樽商科大学特任教授、市民外交センター北海道支局責任者。大学教員中はアイヌ民族講師による講義を実現。1993年ウイーン世界人権会議以来、先住民族の権利回復に関する国際法形成プロセスに参加。国連の先住民族権利宣言のために2005年まで毎年ジュネーブの会議に参加した。注28、上村、他、91頁

39) 注20、久保田、334頁。久保田は、1989年6月に「ナミビア独立を監視する国連独立移行支援グループの担当官として赴任中、不慮の事故により殉職」した。さまざまな団体や個人に、国連での人権保障手続きに関してアドヴァイスをあたえているが、それらの実務的なアドヴァイスを裏づける彼の経歴の一部を、同書巻末の経歴紹介にしたがってここに掲げておく。「1981年以降国連人権担当官として、人権委、差別小委、現代奴隷制委、人権侵害状況検討委、権利と責任宣言起草委など、数多くの国連人権セミナー等の事務局、国連人権研修課程の教官を歴任。」

40) 「反差別国際運動 (IMADR) とは」:「世界からあらゆる差別と人種主義の撤廃をめざしている国際人権 NGO です。日本の部落解放同盟の呼びかけにより、国内外の被差別団体や個人によって、1988年に設立され、1993年には、日本に基盤を持つ人権 NGO としては初めて国連との協議資格を取得しました。ジュネーブにも事務所を設置し、国連機関などへのはたらきかけにも力を入れています。日本では、特に被差別部落の人びとや、アイヌ民族、琉球・沖縄の人びと、在日コリアンな人

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（I）

ジュネーブの国連欧州本部にいた国連人権担当官の久保田洋が1980年代初頭から、日本人に向けて、NGO（非政府組織）を通じての国連人権活動への積極的な参加を呼びかける活動を開始したばかりのところであった。[改行]久保田は次のように言う。（下線引用者、以下同様）《国連 NGO になれば、人権諸会議への出席はもとより、そこでの発言権、書面提出権も認められている。その活動範囲は、思いのほか広いのである。もし国連 NGO になれないとしても、他の NGO のうち国連 NGO となっているもののゲスト・スピーカーとして発言させてもらうようなことも認められている。

ところが、現在まで日本からは、そのような経済社会理事会登録の NGO になり国連人権会議に代表を送り国際的な人権保障活動に積極的に参加しようとする民間団体はひとつもない。国連 NGO が現在八百弱もありながら、本部が日本にあるものは皆無である。（中略）たとえ未登録 NGO であっても、国連に対して人権侵害に関する申し立てを提訴することもできるし、会議場での傍聴も許されるし、ロビイングの余地もある。（中略）ところが、国際会議の場で NGO の働きかけが重要であるということは、日本ではまったくといっていいほど知られていない。（中略）国連が自分達のために何をしてくれるかをただ待つのではなく、自分達が国連を通じて世界のために何ができるかを問う必要がある。》⁶

《本当に有効な通報を将来に向けて継続的に送っていききたいと思う団体は、経済社会理事会登録の国連 NGO になり、委員会に代表を送り込むことを考えて欲しい。人権部の実務では、国連 NGO からきた通報は、最初にファイルにする時から、用紙の色まで変え、より詳細な要旨を書こうと努力しているようである。もちろん、国連 NGO ならば、オブザーバーを委員会に送り込めるので（中略）、各代表に影響をある程度与えることもできるであろう。》⁷

ㄨ ど日本の旧植民地出身者およびその子孫、移住労働者・外国人などに対する差別、また、それらの集団に属する女性に対する複合差別の問題に取り組んでいます。それらの声をつなげ、政府や国連に働きかけていくと共に、それが社会全体の課題として世の中に認識されるよう、積極的な発信を行なっています。」(https://imadr.net/about/: 2020年8月29日アクセス) ちなみに、「反差別国際運動」結成時の理事長は上杉佐一郎（部落解放同盟中央本部中央執行委員長）、副理事長ミリアム・シュライバー（ベルギー、法律家）で野村義一も理事のひとりであった。

《一五〇三手続き〔国連の通報手続き〕が、効果の面から理想的に近い形で働くのは、……むしろ日本のような人権保障水準の比較的高い、人権先進国であるといわれている。それは、国連を始めとする国際的な場での対外的評判を重視するからであろう。しかしながら、日本から国連に寄せられる通報の数は、海外の人権侵害を申し立てているものを含めても年間数えるほどしかないといわれる。島国育ちの日本人には、国連に申し立てをしようなどとは、思いもよらぬことなのであろうか。》⁴¹⁾

(以下、次号につづく)

41) 勝岡寛次「反差別国際運動」(IMADR)は如何にして国連 NGO 資格を取得したか——国連人権担当官久保田洋の果たした役割を中心に——(http://harc.tokyo/wp/wp-content/uploads/2019/09/adcc822e034c09e4055269e7037214d8.pdf : 2020年8月29日アクセス)